

# 一般財団法人山形県教職員互助会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人山形県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により、この法人の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 この法人は、定款第4条の規定により次の事業を行う。

- (1) 山形県の教育文化の振興に関する事業
  - ア ヘき地校に対する保健文化向上対策
  - イ 講演、講習会等の開催
  - ウ その他必要な事業
- (2) 会員の福利厚生に関する事業
  - ア 一般給付事業
  - イ 退職給付事業
  - ウ 貸付事業
  - エ 厚生福祉事業
  - オ 施設経営事業
  - カ 退職互助部事業
  - キ その他必要な事業
- (3) その他この法人の目的の達成のために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第3条 定款第37条第1項に規定する会員（以下「会員」という。）は、次の各号に分類する。

- (1) 定款第37条第1項第1号から第3号に規定する会員のうち、次号に規定する会員を除いた会員（以下「現職会員」という。）
- (2) 定款第37条第1項第1号から第3号に規定する会員のうち、定年等退職後再任用されている会員（以下「再任用会員」という。）
- (3) 定款第37条第1項第1号から第3号に規定する会員のうち、任期に定めのある会員（以下「有期限任用会員」という。）
- (4) 定款第37条第1項第4号に規定する会員（以下「退職会員」という。）

### (資格の得喪)

第4条 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員は、公立学校共済組合山形支部の組合員となった日又は理事長が加入を認めた日から資格を取得する。

- 2 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が資格を取得しようとするときは、会員資格取得届を提出しなければならない。ただし、定款第37条第1項第1号に規定する会員を除く。

- 3 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が死亡したとき、又は退職したときは、その翌日に資格を喪失する。
- 4 退職会員の資格の得喪については、別に定める一般財団法人山形県教職員互助会退職互助部規程（以下「退職互助部規程」という。）による。

（権利）

第5条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 給付又は貸付を受ける権利
- (2) 事業に参加する権利
- (3) 役員及び評議員になる権利
- (4) 会計帳簿を閲覧する権利

（権利の制限）

第6条 再任用会員は、次の規程の適用を受けることができない。

- (1) 退職給付規程
- (2) 貸付規程

2 有期限任用会員は、次の規程の適用を受けることができない。

- (1) 退職給付規程
- (2) 貸付規程

3 退職会員は、次の規程の適用を受けることができない。

- (1) 一般給付規程
- (2) 退職給付規程
- (3) 福祉給付規程
- (4) 貸付規程

（義務）

第7条 会員は、次の義務を負う。

- (1) この法人の諸規程及び機関の決定に服する義務
- (2) 掛金を納付し、貸付金を弁済する義務

（権利の譲渡禁止）

第8条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

（会員期間の計算）

第9条 現職会員の会員期間は、現職会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の月数による。

### 第3章 評議員及び役員を選出

（評議員）

第10条 定款第8条に規定する評議員は、次の各号の団体より推薦された者とする。

- (1) 山形県連合小学校長会
- (2) 山形県中学校長会
- (3) 山形県高等学校長会
- (4) 山形県特別支援学校長会
- (5) 山形県教職員組合

- (6) 全山形教職員組合
- (7) 山形県高等学校障がい児学校教職員組合
- (8) 自治労山形県職員連合労働組合
- (9) 山形県教育庁教育事務所
- (10) 公立学校共済組合職員労働組合
- (11) 公立学校共済組合山形支部

(役員)

第11条 定款第21条第1項に規定する理事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 山形県教育委員会教育長
- (2) 山形県教育庁教育次長（福利課担当）
- (3) 山形県教職員組合執行委員長
- (4) 山形県教育庁福利厚生課長
- (5) 山形県教育庁福利厚生課長補佐（総括担当）
- (6) 山形県連合小学校長会より推薦された者
- (7) 山形県中学校長会より推薦された者
- (8) 山形県高等学校長会より推薦された者
- (9) 山形県教職員組合より推薦された者
- (10) 全山形教職員組合より推薦された者
- (11) 山形県高等学校障がい児学校教職員組合より推薦された者
- (12) 自治労山形県職員連合労働組合より推薦された者
- (13) 公立学校共済組合職員労働組合より推薦された者

2 定款第21条第2項に規定する理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は次のとおりとする。

- (1) 理事長は、前項第1号の理事とする。
- (2) 副理事長は、前項第2号及び第3号の理事とする。
- (3) 専務理事は、前項第4号の理事とする。
- (4) 常務理事は、前項第5号の理事とする。

3 定款第21条第1項に規定する監事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 山形県教育庁教育政策課長
- (2) 山形県教職員代表
- (3) 法人業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

## 第4章 給付及び貸付

(給付及び貸付の条件)

第12条 第2条第2号の給付及び貸付の額と条件は、理事会の決議を経て別に定める。

(給付の制限)

第13条 給付は、会員の請求によって行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 給付の原因が会員の故意によったとき。
- (2) 給付の請求の理由に虚偽の事実があったとき。
- (3) 掛金納入の義務を履行しないとき。
- (4) 請求又は受領に関し不正の事実があったとき。

- (5) 理事長がその他給付することが不適当と認めるとき。

(貸付の制限)

第14条 貸付は、現職会員の申込みによって行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 貸付の申込みの理由に虚偽の事実があったとき。
- (2) 掛金納入及び貸付金返済の義務を履行しないとき。
- (3) 給料の差押えを受けているとき。
- (4) 理事長がその他貸付することが不適当と認めるとき。

(権利の消滅)

第15条 給付は、その原因である事実が発生した日から3年以内に請求しなければ権利は消滅する。

(権利の存続期間)

第16条 給付は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたもの限りこれを行う。

- 2 貸付は、現職会員としての資格を有する期間内に限りこれを行う。

(給付の請求)

第17条 給付の請求は、会員又は会員であった者がしなければならない。

- 2 会員又は会員であった者が死亡した場合は、主にその者によって生計を維持していた遺族とする。ただし、会員又は会員であった者が支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかったものがあるときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた親族が請求する。

- 3 請求をするべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 配偶者及び子
- (2) 父母
- (3) 孫
- (4) 祖父母

- 4 請求をするべき親族の順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) 三親等内の親族（甥姪、曾祖父母、叔伯父母等）

## 第5章 掛金

(掛金)

第18条 掛金は、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき徴収する。ただし、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日の属する月にその資格を

喪失したときは、その月の掛金を徴収するものとする。

- 2 掛金の額は、その月の初日（月の初日以外の日には現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した者については、現職会員、再任用会員又は有期限任用会員の資格を取得した日）現在において現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が受けるべき給料の額（山形県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年県条例第 30 号）及び山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和 46 年県条例第 48 号）に基づく調整額を含む。以下同じ。）に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、再任用会員又は有期限任用会員については、第 1 号及び第 2 号の割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 一般給付事業掛金 1,000 分の 1.6
  - (2) 厚生福祉事業掛金 1,000 分の 5
  - (3) 退職給付事業掛金 定額 1,000 円
- 3 前項の額の算定において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。
- 4 欠勤、休職その他の事由により、その現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が受けるべき給料の全部又は一部を減額して支給される場合であっても、第 2 項及び第 3 項に規定する掛金の額は、減額される前の給料の額を基礎とするものとする。
- 5 第 2 条第 2 号カに定める退職互助部事業に係る掛金については、別に定める退職互助部規程による。

（育児休業期間中の掛金の特例）

- 第19条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。）に基づき育児休業をしている現職会員又は有期限任用会員が一般財団法人山形県教職員互助会（以下「互助会」という。）に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る一般給付事業掛金及び厚生福祉事業掛金は、徴収しない。
- 2 育児介護休業法に基づき育児休業をしている現職会員又は有期限任用会員が、その者が適用を受ける就業規則等の定めにより育児休業をしているときは、当該育児休業に係る子が三歳に達する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る一般給付事業掛金及び厚生福祉事業掛金は、徴収しない。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

- 第20条 産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合にあつては 98 日）から出産の日後 56 日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。））を取得している現職会員又は有期限任用会員が互助会に申出をしたときは、前 18 条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る一般給付事業掛金及び厚生福祉事業掛金は、徴収しない。

（掛金の還付）

- 第21条 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が納入した掛金のうち、徴収を要しない掛金があるときは、これを還付する。

（給付金からの控除）

第22条 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員が掛金をこの法人に払込むべき場合において、その者に支給すべき給付金があり、かつ、その者が払込まなかった金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 現職会員、再任用会員又は有期限任用会員がその資格を喪失したときにおいて未払込掛金があるときは、給付金よりこれを控除することができる。

(時効)

第23条 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅する。

## 第6章 資産の管理及び会計

(資産の管理)

第24条 この法人の資産は、すべて善良なる管理のもとに行い、業務上の余裕金は、次の各号に掲げる方法によるほか、これを運用してはならない。

- (1) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券の取得

(会計)

第25条 その他この法人の会計及び経理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第7章 事務局

(職員)

第26条 事務局に次の職員を置く。

事務長 1名  
その他の職員 若干名

2 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(職員の身分及び任務)

第27条 事務長は、理事長の指揮を受けてこの法人の事務を処理する。

2 その他の職員は、事務長の指揮を受けて事務に従事する。

## 第8章 運営委員会

(運営委員会)

第28条 この法人の事業を円滑に行うために運営委員会を設ける。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 その他

(その他)

第29条 職員の給与、勤務時間その他勤務条件、分限及び懲戒、服務及び福利厚生制度、

その他人事に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に山形県教職員互助会の会員又は職員であった者については、引続き第 3 条に規定する会員又は第 22 条に規定する職員としその権利、義務を継承する。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の規則第 18 条の規定により申出をした者に係る退職給付事業掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 17 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日後の第 6 条第 2 項第 1 号に規定する、退職給付規程第 8 条第 1 項に規定する退職生業資金については、事由発生日を令和 2 年 3 月 31 日とする。